

高齢者虐待防止のための指針

株式会社武蔵野プリオ
プリオ流山訪問看護ステーション

1. 事業所における虐待防止に関する基本的考え方

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- (1) 本事業所では、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的に、「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めます。
- (2) 委員会の運営責任者は、管理者とします。
- (3) 委員会の委員は、管理者、看護師等とします。
- (4) 委員会は、年2回以上開催し、虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。
- (5) 委員会の審議事項は次のとおりとします。
 - ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 職員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
- (6) 委員会の結果は、全ての職員に議事録を交付または回覧する等、周知徹底を図ります。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とします。
- (2) 研修は、年1回以上実施します。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保管します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、委員会及び担当者に報告し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報し、速やかな解決につなげるように努めます。
- (3) 居宅における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないように細心の注意を払って対処します。
- (3) 対応の結果は、相談者にも報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者及びその家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は、令和6年4月1日から施行します。